

## <上賀茂小学校PTA規約>

### (名称) 第1条

本会は、上賀茂小学校PTA(以下「本会」とする)と称し、事務局を京都市立上賀茂小学校(以下「本校」とする)内におく。

### (目的) 第2条

本会は、本校児童の教育環境の向上並びに福祉の増進を目的とし、関係する保護者、学校並びに各種社会的諸団体の相互理解と協力の促進に努める。

### (会員) 第3条

本会は、次の会員によって構成する。

- (1)正会員 本校に在籍する児童の保護者並びに本校教職員の内、本会の目的に賛同する者
- (2)賛助会員 本会の目的に賛同する者

### (本部及び本部役員) 第4条

1 本会に本部をおく。本部には、以下の本部役員をおく。本部役員は、正会員から選出するものとし、任期は1年、一人一役とする。ただし、再任は妨げない。本部役員は第5条及び第6条の委員並びに第14条の会計監査委員を兼ねることはできない。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 2名以上3名以内
- (3)庶務 4名以上5名以内(うち、1名は本校教職員とする。)
- (4)会計 3名(うち、1名は本校教職員とする。)

2 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1)会長 本会を代表し、会務を総理する。
- (2)副会長 会長を補佐し、会長に事故有るときは、これを代行する。
- (3)庶務 本会の運営に係る庶務を行う。
- (4)会計 本会の会計事務を行う。

3 本部役員は、第1項の規定に拘わらず任期満了後も新本部役員が就任するまでは、仕事を継続する。

### (地域委員会) 第5条

1 本会に地域委員会をおく。地域委員会は、地域内に交流の場(機会)を積極的に設け、また、地域における活動を中心に運営し、本会の目的を遂行する。

2 地域委員会の委員は、各地域より選出する。委員の数は、別表に示す地域内の正会員の家庭数の概ね10分の1とする。

3 地域委員会は、委員長を1名選出する。また、地域委員会の業務執行のために必要な副委員長を若干名選出することができる。

#### (選挙管理委員会)第6条

本会に選挙管理委員会をおく。選出等は、別に定めるところにより行う。

#### (臨時委員会)第7条

- 1 本部がその必要を認めた際は臨時の委員会を設置することができる。
- 2 臨時委員会の設置にあたり、会長は委員会設置の目的、活動内容、活動期間、委員の必要人数及び役職等を全正会員に対して通知しなければならない。なお、臨時委員については活動期間が年度をまたぐことがある。
- 3 正会員は臨時委員会の設置またはその活動内容等に対して異議を申し立てることができる。異議の申し立ては、会長による臨時委員会設置の通知が出された日付から10日以内に本部に対し書面またはメールによっておこなうこととし、全正会員の10分の1以上が異議を申し立てた場合は、臨時委員会の設置を一旦保留し、臨時総会による審議に移行しなければならない。

#### (委員の選出) 第8条

- 1 正会員は、正会員の児童の在学期間内に、児童数が1名の家庭の場合は2回以上、児童数が2名以上の場合は4回以上、本規約に定めるいずれかの委員会において委員を担当しなければならない。地域委員の任期は1年とし、一人一役とする。臨時委員の任期及び他の委員との兼任の可否は第7条2項及び3項に準ずることとする。
- 2 第1項の規定に拘わらず、各委員会の委員長及び副委員長を務めた場合は、委員を2回担当したものとみなす。
- 3 本部役員の経験者は、委員への選出の免除を申し出ることができる。
- 4 各委員会の委員長及び副委員長経験者は、各委員会の委員長及び副委員長への選出の免除を申し出ることができる。
- 5 地域委員は、第1項の規定に拘わらず任期満了後も新委員が就任するまでは、任務を継続する。

#### (部活動) 第9条

- 1 正会員は、次の各事項に適合する部を組織することができる。
  - (1)部活動が本会の目的に適合し、全正会員に開かれていること。
  - (2)部を構成する会員数が10名以上であること。但し、その構成に関しては、正会員数が3名以上に加えて、上賀茂小学校を卒業した上賀茂学区在住の賛助会員数もしくは家族に上賀茂小学校卒業生を持つ上賀茂学区在住の賛助会員数を合わせて計10名以上であること。
  - (3)代表者及び副代表者若干名を有すること。
- 2 新規の部の結成は、部を結成しようとする正会員の届出に基づき、第10条の総会で承認する。

#### (総会) 第10条

- 1 総会は、本会の最高議決機関であり、全正会員によって構成される。会長が招集し、開催する。
- 2 総会の種類は次のとおりとする。
  - (1)選挙総会 年度終了前に開催し、本部役員及び会計監査委員を決定する。
  - (2)予算総会 年度始めに開催し、予算、決算及び事業計画その他重要な事項の審議を行う。
  - (3)臨時総会 会長が必要と認める場合、運営委員会が必要と認める場合又は正会員の10分の1以上の要求がある場合に随時に開催する。
- 3 総会の議題の内容は、開催の3日前までに正会員に通知する。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 4 総会の定足数は、開催当日の正会員の5分の1とし、委任状等による意思確認により代理出席を認める。
- 5 総会の議長は、開催の都度、出席した正会員から選出する。
- 6 議事は出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は、議長が決定する。
- 7 総会は、書面又は電磁的な方法で開催することができる。

#### (運営委員会) 第11条

- 1 本会に運営委員会をおく。運営委員会は、本部役員、各委員長、部活動代表者及び学校代表によって構成し、本会全般の連絡・企画・調整・総会提出議案その他の重要事項を審議する。
- 2 運営委員会は、会長が招集し開催する。会長が議長を務める。
- 3 各副委員長及び部活動副代表者は、議決権のないオブザーバーとして運営委員会に参加することができる。
- 4 運営委員会は、5分の3以上の出席で成立し、出席者の過半数をもって議決する。可否同数の場合は議長が決定する。
- 5 運営委員会は、緊急事項について、総会に代わって議決することができる。この場合、次の総会において承認を求めなければならない。
- 6 運営委員会は、書面又は電磁的な方法で開催することができる。

#### (PTA役員会)第12条

本会にPTA役員会をおく。PTA役員会は、本部役員及び学校代表により構成され、本会の運営に必要な事項について審議する。

#### (会費及び会計) 第13条

- 1 会員は次の会費を別に定める方法で収める。収められた会費は特に必要があると認められる場合を除き返却することはない。
  - (1) 正会員一世帯 年額4,200円
  - (2) 賛助会員 一口600円
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 会員は、何時でも、会計簿及び証票等の資料を閲覧することができる。
- 4 寄付金の受領は、PTA役員会の承認を必要とする。
- 5 慶弔費は、本会「慶弔に関する内規」に従って行う。

(会計監査委員) 第14条

- 1 本会に会計監査委員を2名おき、前年度役員の中から互選する。任期を1年とし、再任はできない。
- 2 会計監査委員は、本会の会計を監査し、総会に報告する。

(規約の改正) 第15条

本会の規約は、総会において出席者数の3分の2以上の賛成により改正することができる。

(選挙) 第16条

- 1 本部役員及び会計監査委員の選挙は、別に定めるところにより行う。
- 2 委員、委員長及び副委員長の選出は、別に定めるところにより行う。

(リコール) 第17条

- 1 本部役員に不適任者があるときは、正会員の過半数の賛成により当該役員をリコールすることができる。
- 2 委員に不適任者があるときは、当該委員を選出した学級又は地域内正会員等の過半数の賛成により当該委員をリコールすることができる。

(入会及び退会手続き) 第18条

- 1 入会又は退会をしようとする者は文書によりその旨を会長に通知する。
- 2 転校、卒業などにより正会員の児童が本校児童でなくなった場合は、退会したものとみなす。

(個人情報の取扱い) 第19条

個人情報の取扱いについては、別に定めるところにより行う。

(その他) 第20条

本規約の施行に関して必要な事項は、会長が別に定めることができる。

## 附則

- 1 平成10年3月2日改正
- 2 平成13年2月19日一部改正
- 3 平成14年10月10日一部改正・付加
- 4 本規約は、平成14年10月11日から施行する。
- 5 平成16年5月31日一部改正
- 6 現会員は、第15条第1項の規定による入会通知を行ったものとみなす。
- 7 平成18年5月26日一部改正
- 8 平成19年10月25日一部改正
- 9 平成21年3月女性委員会名称変更(はぐくみ委員会へ)
- 10 平成22年2月はぐくみ委員の位置づけ
- 11 平成26年3月6日一部改正
- 12 令和3年4月1日一部改正
- 13 令和5年3月2日一部改正
- 14 令和7年2月13日一部改正
- 15 令和7年4月1日はぐくみ委員会廃止(はぐくみ委員会の記述を削除)
- 16 令和8年3月3日一部改正

## 別表

地域番号：公称町名

- 1：山本町・藤ノ木町，北大路町，烏帽子ヶ垣内町・蟬ヶ垣内町，竹ヶ鼻町，  
梅ヶ辻町・向梅町，向縄手町，朝露ヶ原町・御菌口町，池殿町，南大路町，中大路町，  
菖蒲園町
- 2：荒草町，藪田町，今井河原町，高縄手町，桜井町，松本町，石計町，岩ヶ垣内町，榎田町
- 3：土門町，岡本口町，豊田町，畔勝町，池端町，深泥池町，狭間町・ケシ山，本山(東)，  
岡本町・本山(西)

注 地域内正会員家庭数の最小のものと最大のものの比が3対5を超える場合は，見直しを行う

## <上賀茂小学校PTA選挙細則>

### 第1条

上賀茂小学校PTA規約第16条の規定に基づき上賀茂小学校PTA選挙細則を定める。

### (選挙管理委員会) 第2条

- 1 選挙管理委員は、各学年から1名ずつ（合計6名）を基本として選出し、会長が委嘱する。
- 2 選挙管理委員は選挙管理委員長1名を選出する。
- 3 選挙管理委員会は選挙日の少なくとも1ヶ月前に設置し、本部役員及び会計監査委員が確定した後、解散する。
- 4 選挙管理委員は、本部役員及び会計監査委員になることはできない。

### (選挙管理事務) 第3条

選挙管理委員会は、次の事務を行う。

- (1)選挙告示 選挙日程、立候補受付期間及び方法などを正会員に知らせる。
- (2)候補者受付及び候補者の公表 立候補受付期間終了後、候補者の氏名並びに意見を速やかに正会員に知らせる。
- (3)選挙結果の公表
- (4)その他選挙に関する事務

### (候補者) 第4条

- 1 本部役員に立候補しようとする者は、選挙告示に従い選挙管理委員会に届ける。
- 2 立候補がない場合、新2年～新6年の児童を持つ正会員から、候補者20名を基本として選出する。この場合、本部役員経験者は、候補者となることの免除を申し出ることができる。また、令和8年度以前の加茂川中学校の本部経験者、当該年度において満4歳未満のきょうだいを持つ場合は、候補者となることの免除を申し出ることができる。
- 3 前項の候補者は、互選により各本部役員候補者を決定する。

### 第5条

教職員正会員は、庶務及び会計各1名を選出する。

### (選挙の方法) 第6条

選挙は、次のとおり行う。

- (1)役職ごとに単記無記名、直接投票により行う。
- (2)対立候補者が無い場合は、信任投票とする。
- (3)有効投票数の過半数をもって当選とする。過半数に達する者がいない場合は、上位者から順次過半数になるまでの人数を取り、決戦投票を行う。

(委員の選出) 第7条

- 1 各委員は、各学年及び各地域内の正会員より選出する。尚、地域委員は、上賀茂小学校PTA規約別表に定める各地域に基づいて選出する。
- 2 本部役員の経験者は、委員への選出の免除を申し出ることができる。
- 3 委員長及び副委員長は、各委員会委員より選出する。
- 4 各委員会の委員長及び副委員長の経験者は、各委員会の委員長及び副委員長への選出の免除を申し出ることができる。

附則

- ・平成10年3月2日改正
- ・平成13年2月19日一部改正
- ・平成16年5月31日一部改正
- ・平成9年度、平成12年度改正前の役員及び委員歴は、経験回数とみなす。
- ・平成18年5月26日一部改正
- ・平成19年10月25日一部改正
- ・平成22年2月22日一部改正
- ・平成24年6月1日一部改正
- ・平成26年3月6日一部改正
- ・平成26年12月8日一部改定
- ・平成28年12月1日一部改定
- ・令和1年5月30日一部改定
- ・令和3年4月1日一部改正
- ・令和3年12月14日一部改定
- ・令和5年3月2日一部改正
- ・令和7年12月2日一部改正
- ・令和7年12月16日一部改正

## <上賀茂小学校 P T A 個人情報取扱規則>

### 第 1 条

上賀茂小学校 P T A 規約第 1 9 条の規定に基づき上賀茂小学校 P T A 個人情報取扱規則を定める。

### (目的) 第 2 条

この個人情報取扱規則（以下「本規則」という。）は、上賀茂学校 PTA（以下「本会」とする。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いに関する基本的事項を定める。本規則により事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報の適正な収集・利用・管理を図り、もってプライバシーの保護を実現する事を目的とする。

### (指針) 第 3 条

本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

### (周知) 第 4 条

本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会等での資料配布や上賀茂小学校ホームページでの公表など適切な方法により会員に周知する。

### (定義) 第 5 条

本規則における用語の定義は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「個人情報保護法」という。）に定めるところによる。ただし、同法 2 条 4 項における「本人」については、個人情報によって識別される特定の個人又はその保護者をいうものとする。

### (管理者) 第 6 条

- 1 本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。
- 2 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理及び保存並びに開示及び訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。

### (取扱者) 第 7 条

本会における個人情報データベース取扱者は、本部役員、地域委員及び選挙管理委員とする。

### (利用) 第 8 条

- 1 本会では個人情報を次の目的のために利用する。
  - (1) 会員名簿の作成
  - (2) 本会の事業に関する文書等の送付
  - (3) 上賀茂まつり、上賀茂オリエンテーリング等、会員の参加する地域・学校行事の準備・運営
  - (4) その他本会の活動全般の準備・運営
- 2 本会が利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

#### (個人情報利用の制限) 第9条

本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

#### (個人情報の取得) 第10条

1 本会が取り扱う個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め本人に明示の上、同意を得ることとする。

(1) 氏名

(2) 電話番号

(3) メールアドレス

(4) PTA 役員・委員の履歴

(5) 会員の子である児童の氏名、学年、クラス及び兄弟姉妹関係

(6) その他必要とするもので同意を得た事項

2 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

#### (管理と保管) 第11条

1 個人情報保護管理者は、個人情報の安全確保及び正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

(1) 紛失、破損その他の事故防止

(2) 改ざん及び漏えいの防止

(3) 個人情報の正確性及び最新性の維持

(4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去

2 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(保管及び持ち出し等) 第12条

個人情報データベース・個人データを取り扱う電子機器等については、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1)電子機器等のOSを最新状態に保つ。
- (2)電子機器等にセキュリティソフトを導入し最新状態に保つ。
- (3)個人情報データベース・個人データにはパスワードを設定し管理をする。
- (4)個人情報データベース・個人データへのアクセス権は、個人情報の取り扱い権限に応じた管理をする。
- (5)個人情報データベース・個人データの持ち出し、電子メール添付時などには、パスワードを設定するなど適切な管理をする。

(第三者提供の制限) 第13条

1 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるあり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1)本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合

(2)個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

3 本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(第三者へ提供に係る記録の作成等) 第14条

個人情報を第三者(第13条第1号から第4号の場合及び都道府県、区市町村などの行政機関を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供日付
- (3) 提供対象者の氏名
- (4) 提供情報の項目
- (5) 提供対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等) 第15条

個人情報を第三者(第13条第1号から第4号の場合及び都道府県、区市町村などの行政機関を除く)から提供を受けたときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名/住所
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供対象者の氏名
- (4) 提供情報の項目
- (5) 提供対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする。)

(秘密保持義務) 第16条

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(情報開示等) 第17条

本会は、本人から当該本人に係る保有個人情報について、書面または口頭により、その開示(当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

(個人情報の訂正または削除請求) 第18条

1 本会は、保有個人情報の開示を受けた者から、書面または口頭により、個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申し出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申し出た者に対し、書面により通知するものとする。

2 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申し出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

名簿等として既に配布しているものについての個人情報の訂正、追加、削除または利用停止を行う場合は、訂正、追加、削除の連絡をすることでこれにかえる。

(漏えい時等の対応) 第19条

1 本規則に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

2 個人情報保護管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく本会会長に報告するとともに関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

(苦情の処理) 第20条

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(研修) 第21条

個人情報保護管理者は、本会役員、委員、その他個人情報を取り扱う従業者に対して、定期的に、個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

(改定) 第22条

本規則は、法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。本規則を改定した場合は、第4条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

附則

1 令和8年3月3日施行